

神奈川県がん対策推進計画（平成30年度～平成35年度）の 進行管理について

1. 旧計画（平成25年度～平成29年度）における進行管理方法について

- (1) 各課がそれぞれ所管している事業について「構成施策事業の取組状況調査票」（個票）を作成する。
- (2) がん・疾病対策課が、各課から提出された個票をとりまとめて「進行管理台帳」及び「進行管理一覧表（大柱別）」を作成するとともに、がん対策推進審議会（以下、「審議会」という。）（旧・協議会）からの評価案（二次評価の事務局案）を作成する。
- (3) 審議会において、資料をもとに各事業に対する意見や質疑、評価をしつつ、事務局案への加除修正についてご議論いただく。
- (4) 審議会からの意見をもとに、二次評価を修正し、確定させる。
- (5) 審議会で出た意見や指摘について、関係所属へフィードバックし、次年度以降の施策への参考としてもらう。

【旧計画の進行管理における課題】

- 各課が作成する「取組状況調査票」において第1次評価を行っているが、評価について客観的評価とは言いがたい。（具体的な方法については下記のとおり。）

＜旧計画における第1次評価の考え方＞

① 目標に対する取組みの内容（方法・連携等）

＜観点＞取組みの内容は、推進計画に沿い、事業実施の体制や方法等取組み内容が適切であり、他団体との協働による実施など、事業実施のための資源を活かしているか。

② 進捗状況

＜観点＞推進計画の取組みの進捗状況について

③ 成果

＜観点＞実施内容の検証による推進計画の取組みの成果について

⇒ 各項目に対して、10点／8点／6点／4点／2点で評価をする。（※主観的な評価）

⇒ 上記3項目で30点満点の評価を、100点満点に換算して第1次評価を確定する。

- がん・疾病対策課を含め、事業所管課の1次評価（自己評価）から審議会の2次評価に至るまで、チェック機能を有していない。

2. 新計画における「進行管理」の記載

- 「審議会」において、計画の進捗状況や目標の達成状況について審議を行い、その結果を施策推進に反映
- 「神奈川がん克服県民会議」において、計画の進捗状況を報告し、関係団体等と取組状況や課題を共有

⇒ 上記のとおり進行管理を行っていくうえで、前述の課題に対する解決策を以下3～5のとおり講じることとする。

3. 新計画における「進行管理」と「評価」の区別

【進行管理（判定）】

- ・ 毎年度、旧年度の施策の進行度合い（進捗状況）を把握する。
- ・ **進捗状況は、客観的な指標（数値目標）を用いて「判定」する。**
- ・ 計画に位置づけた「進行管理」を行う審議会に進捗状況を報告する。
- ・ 審議会から進行管理に係る意見を聴取し、翌年度の施策反映の参考とする。

【評価（暫定評価、最終評価）】

- ・ 計画最終年度、前年度までの事業の達成度合い（通算の達成状況）を把握する。
- ・ **達成状況は、客観的な指標（数値目標）を用いて「評価」する。**
- ・ 事業所管課からの報告に対して、がん・疾病対策課で「第1次評価」を行う。
- ・ 審議会に「第1次評価」を報告し、「第2次評価（暫定評価）」をいただく。
- ・ 「暫定評価」を計画改定の作業に反映させる。
- ・ 計画期間終了後、「暫定評価」と同様の流れにより「最終評価」をいただく

4. 客観的指標（数値目標）の設定

- 計画の数値目標（計画目標）が設定されている施策
 - ・・・計画目標の達成度（進捗率）により判定・評価を行う。

- 計画の数値目標が設定されていない施策
 - ⇒ **事業の進捗を表す数値目標（≒独自目標）を新たに設定する。**
 - ・・・独自目標の達成度（進捗率）により判定・評価を行う。

5. がん・疾病対策課によるチェック機能

旧計画の進行管理においては、各事業所管課から提出された調査票（評価）を機械的に取りまとめることが主となっていたが、新計画においては、当課が各事業の実施内容や進捗状況、今後の課題等について確認・把握した後、必要に応じて**原因分析や改善策について事業所管課に検討するよう指示する。**

また、必要に応じて、関係所属に対して審議会への出席を依頼し、当該事業について所管課が直接報告し、委員からの質疑等に対応する。

さらに、前年度の進行管理を各年度の第1回審議会で行った後、必要に応じて、各年度の第2(3)回審議会において、第1回審議会でのいただいた意見等への対応状況、今後の方向性等について報告する。この報告についても、事前に当課が内容を確認することとする。

6. 進行管理（判定・評価）の流れ

----- 各事業所管課（当課を含む） -----

(1) 各課が個票（取組状況調査票）を作成する。

----- がん・疾病対策課 -----

(2) がん・疾病対策課が個票の記載を確認（評価≒第1次評価^{※1}）する。

（進捗状況が予定どおり進んでいない施策については、改善策の検討を依頼する）

(3) 大柱ごとに、構成施策（事業）の達成率平均による判定を算出する。

(4) 大柱ごとの判定を基に、委員意見（第2次評価）の事務局案を作成する。

※1 評価自体は各目標の達成率による自動判定とする。

----- 審議会 -----

(5) 各種会議において、大柱の判定及び事務局案を基に、意見（評価）をいただく。

(例：大柱判定は良いが、個別施策の△△についてさらに取組みを進めるべき、
大柱判定は良いため、今後も一層の取組み強化を期待する、等)

(5') 暫定評価及び最終評価においては、大柱ごとの判定と審議会の評価（第2次評価）
を合わせて、計画に対する評価（暫定/最終）とする。

----- 各事業所管課（当課を含む） -----

(6) 当課からのフィードバックを受け（会議出席所属にもフィードバック）、翌年度の
事業内容の修正や新規事業の立案（予算化含む）を検討する。

(必要に応じて、各年度末の審議会においてその後の検討状況等を報告する。)

<参考：年間スケジュール（予定）>

例：がん対策推進計画の場合

		がん疾病課	各課	審議会等
第1四半期	4月			
	5月	前年度進捗状況について、 各課に照会	→	
	6月		← 進捗状況報告	
第2四半期	7月	報告内容を確認し、 課題への解決方法検討等を依頼	→	
	8月	進行管理の結果を報告	→	各年度第1回会議 進行管理に対して 意見・提案
	9月	審議会等意見への対応検討（必要に応じて予算化） レビュー案件は翌年度に向けて検討・調整		
第3四半期	10月	↓	↓	
	11月			
	12月			
第4四半期	1月			
	2月			
	3月		→	各年度第2(3)回会議

<参考：計画期間スケジュール（予定）>

例：がん対策推進計画の場合（計画期間：平成30年度～平成35年度）

年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
現行計画	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目		
新計画						改定作業	1年目	2年目
進行管理		30年度分	31年度分	32年度分	33年度分			36年度分
評価	暫定評価					最終評価		

<参考：各計画における評価体制>

当課が所管する4計画について、すべて同様の考え方で評価を行うこととする。

	がん	肝炎	自殺	アルコール
第2次評価	審議会	協議会	対策会議	協議会
第1次評価	がん疾病課	がん疾病課	がん疾病課 （@庁内会議）	がん疾病課 （@庁内会議）
当課の役割	各課からの進捗報告を確認・評価・修正指示し、審議会に諮る。	各課からの進捗報告を確認・評価・修正指示し、協議会に諮る。	各課からの進捗報告をとりまとめ、庁内会議において第1次評価をまとめたうえで対策会議に諮る。	各課からの進捗報告をとりまとめ、庁内会議において第1次評価をまとめたうえで協議会に諮る。

以上